

山梨県公報

第一千二百四十号

平成十三年

十一月五日

月 曜 日

目 次

結核予防法に基づく医療機関の指定……………五八五

結核予防法に基づく医療機関の廃止……………五八五

保安林の指定の解除の予定……………五八五

県代市町村道改築工事の完了……………五八五

公 告

大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出……………五八六

富士川上流地域森林計画の縦覧……………五八六

富士川中流地域森林計画の変更案の縦覧……………五八六

山梨東部地域森林計画の変更案の縦覧……………五八六

告 示

山梨県告示第四百九十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十三年十一月五日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地
富士薬剤センター竜王店	中巨摩郡竜王町篠原千四百二十五番地六
山梨中央薬局	中巨摩郡玉穂町若宮二十七番地十
有限会社さくら市川大門調剤薬局	西八代郡市川大門町野中四百四十一番地一
有限会社かえで薬局下吉田店	富士吉田市下吉田千九百四十二番地
ふじ薬局吉田店	富士吉田市上吉田千四百九十八番地

山梨県告示第四百九十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十三年十一月五日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地
富士薬剤センター竜王店	中巨摩郡竜王町篠原千四百二十五番地六

山梨県告示第四百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十三年十一月五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 解除に係る保安林の所在場所
北都留郡小菅村字タンノカヤ二八三六の九・二八三六の二〇・二八三八の八・二八四七の二・二八五〇の三(以上五筆国有林)、二八三六の二から二八三六の四まで、二八三八の二から二八三八の四まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山梨県告示第四百九十三号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定により市町村に代わって県が行った市町村道の改築が完了したので、次のとおり告示する。その関係図書は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年十一月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月五日

山梨県知事 天 野 建

路線名	工 事 区 間	工事の種類	完了年月日
	北巨摩郡高根町大字清里字		

下念場朝日丘線	念場原三五四五番の一五七 六地先から同町大字清里字 念場原三五四五番の六三四 地先まで	改良	平成十三年十月三十一日
---------	--	----	-------------

公 告

● 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第七項の規定による届出があつたので、同条第八項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年三月五日まで縦覧に供する。
平成十三年十一月五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
- 1 氏名又は名称 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二
 - 2 住所 甲府市丸の内一丁目十六番四号
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 オギノオギノショッピングセンター
所在地 韮崎市藤井町南下条二百番地
 - 2 変更しようとする事項
(一) 駐車場の位置及び収容台数
(二) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - 3 変更する年月日
平成十三年十二月二十三日
- 三 届出年月日
平成十三年十月二十二日

● 富士川上流地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により富士川上流地域森林計画を定めるので、当該計画の案を山梨県峡中地域振興局林務環境部、峡東地域振興局林務環境及び峡北地域振興局林務環境部において、この公告の日から平成十三年十二月五日まで縦覧に供する。なお、当該計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了

する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。
平成十三年十一月五日

山梨県知事 天 野 建

● 富士川中流地域森林計画の変更案の縦覧
森林法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十号）附則第三条第一項の規定により例によることとされる同法による改正後の森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条の規定により、富士川中流地域森林計画を変更するので、当該計画の変更案を山梨県峡南地域振興局林務環境部及び富士北麓・東部地域振興局吉田林務環境部において、この公告の日から平成十三年十二月五日まで縦覧に供する。なお、当該計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。
平成十三年十一月五日

山梨県知事 天 野 建

● 山梨東部地域森林計画の変更案の縦覧
森林法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十号）附則第三条第一項の規定により例によることとされる同法による改正後の森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条の規定により、山梨東部地域森林計画を変更するので、当該計画の変更案を山梨県富士北麓・東部地域振興局大月林務環境部及び吉田林務環境部において、この公告の日から平成十三年十二月五日まで縦覧に供する。なお、当該計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。
平成十三年十一月五日

山梨県知事 天 野 建